

売 払 公 告

市有地の売払いについて、随意契約（価格公示売却）により売払うため、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

石巻市長 齋藤正美



1 売却物件

物件番号	区分	物件の所在地	地目	面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	土地	石巻市泉町四丁目54番203	宅地	1,416.74	21,400,000

注) 面積は実測による。

2 物件の利用条件等

(1) 土地利用条件

なし

(2) 禁止用途

- ① 取得物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しないこと。
- ② 取得物件を石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用しないこと。

(3) 引渡し

現状有姿での引渡しとする。

3 申込みに必要な資格に関する事項

日本国内に住民登録している個人及び日本国内に法人登録している法人であること。ただし、次の(1)から(9)までに該当する者は申込みすることができない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該売払いに係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 市が行う競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 決定した買受人が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - エ ア、イ又はウに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人として使用した者
- (5) 個人市民税（法人にあつては、法人市民税）又は固定資産税を滞納している者
- (6) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (7) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等から依頼を受け申込みしようとする者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者
- (9) 当該物件を上記(6)又は(8)に該当する者の活動のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

4 申込受付期間及び申込方法

- (1) 受付期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで（土、日、祝日、閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- (2) 申込先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課管財係
- (3) 申込方法 申込み時に必要な書類を「一般書留」又は「簡易書留」により郵送するか、石巻市役所総務部管財課まで持参する（郵送の場合は、令和6年1月31日必着）。
- (4) 申込み時に必要な書類

【個人の場合】

- ① 市有地購入申込書 1通
- ② 住民票抄本（個人分・本籍を記載したもの） 1通
- ③ 印鑑登録証明書 1通

- ④ 令和4年度納税証明書（個人市民税及び固定資産税） 1通
※市民税が非課税の場合は、非課税証明書 1通

【法人の場合】

- ① 市有地購入申込書 1通
② 法人登記簿謄本 1通
③ 印鑑証明書 1通
④ 令和4年度納税証明書（法人市民税及び固定資産税） 1通

注) 納税証明書について、令和5年度分を完納している場合は令和5年度納税証明書を提出するものとします。

注) 各種証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとします。

5 申込み資格の確認等

提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果については、該当しない場合に通知する（この通知はファクシミリ、電子メール又は郵送とする。）。

6 物件の公開日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年12月1日（金）から令和6年1月30日（火）まで（土、日、祝日、閉庁日を除く。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
(2) 場 所 石巻市泉町四丁目54番203
(3) 申 込 先 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
(電話番号 0225-95-1111 内線4088・4089)

7 買受人の決定方法

- (1) 受付期間終了時点で、購入申込者が1名しかいない場合は、申込者からの書類の提出により申込資格等を確認し、買受人に決定する。
(2) 受付期間終了時点で、2名以上からの購入申込みがある場合は、抽選により当選者と補欠者1名を決定する。
(3) 補欠者は、当選者が期限までに売買契約を締結しない場合、繰り上げ当選者とする。その場合の売買契約締結期限は、市が指定する日とする。
(4) 申込者または代理人以外の者は、抽選会場に入室できない。また、申込者の委任状を持参しない代理人も入室できない。
(5) 抽選開始時刻に会場に入室しない申込者又は代理人は、抽選を辞退したものとみなす。

8 抽選の日時及び場所（2名以上からの購入申込みがあった場合）

- (1) 日 時 令和6年2月5日（月） 午後2時
- (2) 場 所 石巻市役所本庁舎4階 401会議室
- (3) 持参するもの 代理人が参加する場合のみ委任状

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約は、買受人に決定した後、7日以内に締結する。
- (2) 契約において、市が指定する額を契約保証金として納付するものとする。
- (3) 契約代金の支払が行われなかった場合、市は契約を解除し、契約保証金は市に帰属する。
- (4) 納入した契約保証金は、契約代金納入の際、契約代金の一部にするものとする。

10 売買代金に関する事項

契約した日から起算して30日以内に市が発行する納入通知書により、全額一括して納付する。

11 買受決定の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その買受決定を無効とする。

- (1) 抽選に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が申込みを行ったとき。
- (2) 申込みを行った者が抽選参加資格を欠くことになったとき。
- (3) 申込みを行った者又はその代理人が2回以上の抽選をしたとき。
- (4) その他、当該売払いに関し不正行為があったとき。

12 問い合わせ先

石巻市総務部管財課管財係

電話番号 0225-95-1111 内線4088・4089

ファクシミリ 0225-22-4995

電子メール isprop@city.ishinomaki.lg.jp